

2021年3月24日

各 位

会 社 名 フリージア・マクロス株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥山 一寸法師
(コード：6343、東証第二部)
問合せ先 会計責任者 浅井 賢司
(TEL. 03-6635-1833)

**日邦産業株式会社の買収防衛策に基づく新株予約権無償割当て
差止め仮処分の申立てに対する決定の発令に関するお知らせ**

フリージア・マクロス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021年3月11日付で、日邦産業株式会社（以下「対象者」といいます。）を相手方として、同社が2020年6月24日開催の第69期定時株主総会において継続の決議をしている「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に基づき、2021年3月31日を基準日（以下「基準日」といいます。）として発行した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを仮に差止めるための仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行っております（詳細は、2021年3月11日付公表の「日邦産業株式会社の買収防衛策に基づく新株予約権の新株予約権無償割当て差止め仮処分の申立てに関するお知らせ」をご参照ください。）。

本日、名古屋地方裁判所にて、当社の主張が認められた結果、本申立に対して、新株予約権無償割当てを仮に差止める旨の決定が発令されましたのでお知らせいたします。

なお、当社は対象者の普通株式を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2021年1月28日より本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付けにおける買付け等の期間は2021年4月2日までとなっております。

記

1. 訴訟の相手方の名称等

- (1) 訴訟の相手方 日邦産業株式会社
(2) 住所 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号

2. 本申立ての決定が発令された日

2021年3月24日

3. 本申立ての決定理由（概要）

- ① 本件は本新株予約権の無償割当ては株主平等原則（会社法109条1項）に反し、かつ、著しく不公正な方法によるものであるため、当社は、会社法247条1号及び2号（注）に該当すると主張し、これを仮に差し止めることを求めた事案であった。
- ② 本新株予約権の無償割当ての導入、買収防衛策発動等の経緯及びその内容に鑑みれば、本新株予約権の無償割当ては、会社法247条1号及び2号に該当するため、被保全権利が認められ、保全の必要性も認められる。

（注）会社法第247条1号及び2号

次に掲げる場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、会社法第238条第1項の募集に係る新株予約権の発行をやめることを請求するこ

とができる。

- 1 当該新株予約権の発行が法令又は定款に違反する場合
- 2 当該新株予約権の発行が著しく不公正な方法により行われる場合

以上